

裁判員等経験者の意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成25年3月18日(月) 午後2時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員等経験者 6名

那覇地方裁判所裁判官 鈴木 秀 行

那覇地方検察庁検察官 氷 室 隼 人

沖縄県弁護士会所属弁護士 天 方 徹

那覇地方裁判所長(司会者) 高 野 裕

3 意見交換の内容

別紙のとおり

※ 経験者：裁判員経験者(3～7番)

経験者(補)：補充裁判員経験者(2番)

(別紙)

意見交換の内容

第1 意見交換会

司会：本日はお忙しい中、また雨で足元の悪いところ、裁判員等経験者の意見交換会にご出席いただきましてありがとうございます。裁判員制度は平成21年5月に施行され、それ以来3年10箇月が経過し、那覇ではこれまで、本日の時点で52件の裁判員裁判の審理が行われています。幸い、皆様の理解と協力により概ね順調に処理されております。ただ、今後より良い裁判をするためには、なお検討する点もあろうかと思えます。本日の意見交換会の目的は、事前にご案内しましたとおり、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判員裁判に参加されました裁判員経験者及び補充裁判員の皆様に、率直な感想や意見を語っていただいて、その声を国民の方々に伝えるということ、それとともに、ご意見等を今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただくためのものです。その趣旨を生かすためにも、活発に意見、感想を述べていただければと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会：最初に、裁判員裁判に参加しての全般的な感想や印象についてお聞かせいただければと思います。皆さんにはアンケートにも答えていただいておりますが、その結果によると、元々裁判員裁判に参加してみたかった、参加してよかったという意見の方も多いのですが、やりたくなかったけれど、やってみたら印象が変わったとか、どなたか話していただけますでしょうか。

経験者6番：私の場合は、どちらかというところ「やりたい」という気持ちが先だって出席しましたが、いざ選ばれてみますと、やはり緊張というか「どうしようか」という不安もあったのですが、やはり、選ばれたからには、ちゃんとした国民

といいますか一般市民の目線で見たいということがあって、やってみて非常によかったと今でも確信して言えます。新聞を見るときなども、事件の記事を見たり、裁判員裁判の記事を見たりしても、判決が出てその裏には、いろんな事情があったのだろうとよぎってしまって、ただ懲役の量刑だけを見るのではなくて中身まで思い浮かべるような、そのような記事の見方になって本当によかったと思っています。

司会：元々あまり積極的でなかったという方も何人かおられますが、3番の方がですか。

経験者3番：できれば当たりたくないと思っていました。私はこれまで裁判を傍聴したこともなかったので、初めて裁判員裁判に参加して、裁判の流れや裁判員制度を理解できたということは貴重な経験をさせていただいたと思います。

司会：当たりたくないというのは、どのようなところですか。

経験者3番：罪を犯したということは罰しないといけないかもしれないのですが、そういうことを私が関わっていいのだろうかという自分の自信の無さからきたものなんです。

司会：関わったことが貴重な経験と言われましたが、関わってみていかがですか。

経験者3番：裁判員裁判を経験する前と今とでは、社会で罪を犯した場合には罰せなければならぬんだという意識は強くなったと思います。罪を償ってもらう量刑というんでしょうか、そういうものについても考えることがあって、その裏には様々な方々の生き方とかあるんだなということの理解は深まりました。

司会：罰することに関わったということについてはいかがですか。

経験者3番：今でも思うのですが、私が裁判員裁判に関わった内容が、人が亡くなるというような自分の中で衝撃を受けるようなものではなかったもので、こうやって今日も参加できているのかなと、自分の中でまだ受け止められるものであるから参加できるのかなと思っているのですが、そうでなければつらいこともたくさんあるのかなと思うので、私は、この裁判だからできたのかなという感

じもします。

司会：他にご意見はございませんか。

経験者(補) 2番：私は補充裁判員ということで、裁判員裁判で4日間参加しましたが、先ほど6番の方が話されたように、ものの本とかテレビ、ニュース等では裁判員裁判というのはわからなかったのですが、実際に自分が参加してみて、「こういうふうに行われているのだな」と、「開かれた裁判」とよく言われるのですが、言葉ではなくて本当に百聞は一見にしかずで、実際関わってみないとわからないことがほんとうに多々ありまして、今回皆さんと一緒に参加してよかったなと思うことと、また、私の周りに、友人関係も含めてそういった方がいないものですから、「今回、裁判員裁判に出たよ」と話したら皆さんすごくびっくりして、逆に「聞きたい、一般市民として聞きたい」という友人が多かったですね。守秘義務があって、なかなか言えない部分があるので、その辺をふせて、「どのように行われているのか」、「どういうふうにして選ばれたか」などと言うことがあったので、本当にこういう場を設けていただいたことに関してすごく感謝していますし、また、伝えていきたいなと思っています。

司会：2番の方は補充裁判員として参加されていますが、評決には参加できないのですが、ずっと裁判に対する関心とといいますか、やる気といいいますか、その辺りはどうですか。

経験者(補) 2番：まったく皆さんと変わりなく、そういう目線で携わってきましたし、ただ、やはり裁判員よりは、非常に気持ち的には楽な部分があるので、逆に被告人の表情だったり、または証人の表情だったりとか、逆にそういう側面を見ることができたので、関わる度合いはまったく一緒だと思っています。

司会：裁判員が欠けたときに補充裁判員が参加することになるのですが、その辺りの心構えはできておられたのでしょうか。

経験者(補) 2番：はい、選んでいただいた時から気持ちはしっかり持っていました。

司会：5番の方がいかがですか。

経験者5番：私も、選ばれて嬉しかった方なので、裁判員として携わることはとても楽しかったです。楽しかったというと語弊がありますが、仕事の的にも見れない世界でしたし、私の周りは圧倒的にやりたくないという人が多かったので、このような機会がないと見れない世界なんだよという話と、やはり、私の方も殺人とかではなかったものですから、心理的な負担というのは少なかったというのもあったのですが、実際にどういうふうに審理がなされたなど、そういうのを実際に見ることができて、とても良かったと思います。積極的に周りの人にも「こんな機会はないから」ということで私も勧めています。

2 審理について

司会：どうもありがとうございました。次に、審理における感想、意見等についてですが、審理日程について、裁判所としては裁判員の拘束時間を考えまして、当初は公判期日の午前中に選任手続を行って、午後から審理をするという形でしたが、最近、2件続けて選任手続と公判期日を別の日に指定するということがありました。これについて感想をお伺いしたいのですが、5番、6番の方は選任手続と公判期日が別期日でしたが、このようなやり方についてはいかがですか。一日で、選任手続に続けて審理もやってもらった方がいいのか、あるいは、選任手続は選任手続だけで、翌日から審理を行うということがいいのか、仕事の関係などでいかがですか。

経験者5番：私は、選任手続は選任手続であって、月曜日から分かれた方が絶対に良かったと思います。仕事をしているものですから、月曜日から一週間休むという手続も取りやすかったし、心の準備もできて、月曜日の日程がきつかったというのもあったので、そのまま選任された流れでずっと続くと大変だったかなというのがあったので、私は絶対に手続と裁判が始まるのが別の方が仕事をもっていることや精神的にも良かったと思います。

司会：6番の方がいかがですか。

経験者6番：私も選任手続と審理が別の日でよかったと思います。裁判員候補者になったとの通知が来たときに日数などが明示されていて、心の準備とか会社に対する休みの準備とかいろいろ準備ができて、それと、選ばれて次の日から、ある程度内容も教えてもらいましたので、そのような意味で心の準備ができたのではないかと考えています。

司会：他の方は午前中に選任手続をして、午後から裁判ということでしたが、少しきついところはありませんか、その辺りはどうでしょうか。2番の方どうですか。

経験者(補)2番：今振り返って見ますと早めに終わってよかったというのがあります。当初私も5番、6番の意見と全く一緒でした。いきなり今日決まって今日から審理というのは非常に情動的に重たかったですね。ですから、「えっ」と思った部分もあるのですが、今振り返って見ると、裁判長のかみ砕いた説明があって非常にスムーズに行ったということで、簡潔に早く終わった方がよかったのかなと考えています。

司会：選任手続に来るときに、会社にはどのような話をされたのですか。

経験者(補)2番：通知を受けた時には既に会社の方には話をしていたので、そこは特に問題はなく、選ばれた時点で会社に直ぐに報告しました。

司会：選ばれたら4日休むことになるけれども、選ばれなければ出勤するという、少しペンディングな状態で話をされて、選任されたらすぐ連絡するというところで、仕事の関係では即日でも問題はなかった、そのままスタートしても時間的な拘束時間が短くなって、それはそれでよかったのではないかとということですか。

経験者(補)2番：はい、そうです。

司会：3番、4番の方はいかがですか。

経験者4番：私としては、心の準備をしていましたので、スムーズにいて特に問

題はなかったです。

経験者3番：先ほどお話したように、最初の頃は、できれば当たりたくなかったの
で、まさか午後からとは思わずにいたのですが、私は短くてよかったかなと思
いました。午前中で裁判員を決定して午後から審理に入ったことは、私にとっ
ては仕事の調整もしやすかったので、短ければ短いほど休みを取りやすい方が
増えるかなと思いましたので、その方が私には合っていました。

司会：例えば、1週間とか10日とか長期になるような場合についてはどうですか。

経験者3番：約2箇月前くらいに案内が届いたと思うのですが、3日間だったので
調整がしやすく、1週間とかという場合には調整は難しい方がほとんどでは
ないかと思いますので、難しかったと思います。

司会：長期の場合は、選任された後にそのような段取りをした方がよいというこ
とですか。

経験者3番：仕事によりけりだと思います。

司会：必ずそちらの方向ということではなさそうですね。事案に応じて、長期にな
ると調整が必要ということもあろうかと思います。

それから、審理期間ですけれども、事案によるのだらうと思いますが、審理
期間については、長さや、負担感というところはどうだったのでしょうか。5
番の方は5日間の裁判でしたが、何か感想はありませんか。

経験者5番：最初5日間と案内が来た時、本当にやるとは思わなくて予備日がある
のかなと思って、実際選ばれて日程を見たら全部組まれていて、5日間全部び
っしり日程が入っていました。長すぎるのかなと最初は思ったのですが、審理
の過程とか、みんなが話し合っていく中では十分だったかなと思います。確か
にこれ以上長いと仕事面でもきつかったかなと、私は1週間、ちょうど月曜日
から金曜日まででしたので。もっと長い方がいたと聞いたので、それはすごい
負担だらうなとは思いました。

司会：対象になる事件によって、証拠調べをすべきこと等が変わってくるので、そ

のような意味で期間の長短は出てくるのですが、この程度あればもっと短くてきたのではないかと、とかはどうですか。

経験者 5 番：そういうのは無かったです。その内容で 5 日なんだと納得したので大丈夫でした。

司会：審理の内容に照らして長すぎたのではないかと、あるいは短すぎたのではないかと、ご感想はありませんか。4 番の方がいかがですか。

経験者 4 番：3 日間でしたので自分は、ちょうどよかったかなと・・・。

司会：短すぎるとかはなかったですか。

経験者 4 番：何をもって短いとか長いとかわからないので、私は 3 日間でしたので、それでよかったと思います。

司会：次に裁判の審理の中身についてご感想を伺いたいのですが、裁判手続というのは、検察官の方で基本的には冒頭陳述という「何を明らかにするのか」ということを明らかにした上で、証拠調べに入ると、今は弁護人の方も別のストーリーがある時には冒頭陳述されているのだらうと思いますが、検察官の冒頭陳述を聞かれたりして、詳し過ぎだとか簡単過ぎたとか、何か感想を持たれたところがありますか。

経験者 5 番：傍聴もしたことがなかったので、難しい言葉がでるのかなと思ったら、とても検察官の資料がわかりやすすぎて、講義でも受けているかのように理解しやすかったので、すごくびっくりしました。弁護士の方は、演技とっていいのか、説得力が、また違った意味で弁論術というのでしょうか、その違いがすごく感じました。私は初めて裁判に参加しましたが、それでも理解しやすい両者の説明になっていたので私はとてもびっくりしました。資料的には、やはり検察官の方のが明らかに見やすく、理解しやすい資料が揃っていたのですが、弁論術に関しては弁護士の方がわかりやすかったのかなと感じました。

司会：具体的に証人を調べたり、供述調書などの証拠書類を読み上げる前の段階で、それぞれ、どのようなことを主張して明らかにしようという作業をするのですが、

検察官の作業，弁護人の作業については，特段わかりづらいとか，少し詳しくかえってわからなくなるということは特段なかったと伺ってよろしいですか。

(全員うなづく。)

今回参加された方の審理の状況を見ますと，6番，7番の方が参加された事件については，ほとんど供述調書，証拠書類の朗読が中心の審理になりましたが，わかりやすさなどについて，どのような印象をもたれていますか。

経験者6番：調書とか防犯カメラの映像もありましたので，そういう面についてはわかりやすいというか，明らかでした。検察官は資料的にも細かいところがあって総論というか争点というか，それがわかりにくいのもあったのですが，全体的には，かみ合っていて，検察官の説明などはよかったのではないかと，わかりやすかったと思っています。

司会：供述調書が朗読されているようですが，これが2時間弱くらいになっていますが，そこら辺りの取り調べの仕方についてどのような印象をもっていますか。

経験者6番：やはり，聞くのも初めてなものですから，最初は何を言っているのか理解できなくて，出された資料なども含めて理解しようという気持ちにはなるのですが，なかなかできませんでした。

司会：聞いた段階ではわかりづらかったということですか。法廷を出て評議を行う中で心証が取れていったということですか。

経験者6番：はい。

司会：やはり，長時間の緊張が続くのはきついですか。

経験者6番：普段このようにずっと座りっぱなしというのは，なかなか慣れないものですから，きついです。

司会：同じような自白事件に2番の方が補充裁判員で参加されていますが，供述調書よりも証人を多く調べて審理を進めたというケースでしたが，わかりやすさという点ではいかがでしたか。

経験者(補) 2番：検察官側，弁護側から資料なども含め，また，それに基づいて証言される方々という形で，非常にわかりやすかったです。本当に4日間で結審するのかなと不思議でしたが，資料なども見ますと我々一般の市民がわからない中でも，簡潔にまとめられていて，わかりやすかったです。

司会：資料というのはどのようなものですか。

裁判官：2番の方のときには，書面による資料というよりは，死亡に至る因果関係について解剖した大学教授に来ていただいて，画面上で説明していただきましたので，その画面上の説明がわかりやすかったということだと思います。それと，解剖医を含め証人が5名で，証人尋問中心での証拠調べで，書面の朗読というよりは，尋問で聞いたということでもわかりやすかったのではないのでしょうか。

経験者(補) 2番：実際，双方の証人が来られて，生の声というのも非常によかったのかなと思います。

司会：この裁判が初めてで，1件しか関与されていないので，証人の取り調べの事件と供述調書の事件となかなか比較しづらいところもあるかと思いますが，3番の方の関与された事件は，証人を聞いたり供述調書を朗読したり，併用したような審理のあり方だったと思いますが，証人を聞いたりするのと供述調書の朗読を聞くのとでは，わかりやすさ，心証形成しやすさではどのような違いがありましたか。

経験者 3番：最初は，検察官の内容は初めて耳にするような言葉とか用語があってわかりにくいところがありましたが，次第に，途中途中，休憩をとりつつ，証人の話を聞いていくなかで，「あ，こういうことの説明がされているのだな」ということが理解できてきました。

裁判官：3番の方の事件は，目撃者と被告人が勤めているレストランの上司と，被告人の姉が証人で出てきたのに対して，建物の所有者である被告人の祖母と被告人の奥さんは供述調書の読み上げでした。法廷に来て証言できたのと調書の

読み上げとで、供述内容のわかりやすさなどの違いがありましたでしょうか。

経験者 3 番：検察官の調書の説明がわかりにくかったのに対し、証人尋問は私たちの日常生活で使う言葉でしたので、わかりやすかったと思います。理解しやすい内容でした。

司会：自分で事実を判断していくための証拠としては、供述調書を読み上げていくものと、証人から聞くのと、違いはありませんか。

経験者(補) 2 番：私が覚えている中では、違いがあるというか、わかりにくさというものはありませんでした。

司会：証人から聞いてよかったとか、供述調書を読まれたけれども直接本人から聞きたかったとかいうことはなかったですか。

経験者(補) 2 番：一点だけ、実の父親の考えというか、話が聞けたら、この方が何故このようなことを起こしてしまったのかという背景が少し読み取れたのではないかという思いはします。聞けなくても判決といいますか、裁けるものではあったといえますし、興味というか、家族についてもう少し、何故彼がこのようなことを起こしてしまったかということに対しては、もう少し親の考えを聞きたかったのは個人的な意見であって、裁判に関する証拠としては問題なかったと思います。

司会：4 番の方の事件は強制わいせつ事件でしたので、証人は無く、全て供述調書でしたが、いかがですか。

経験者 4 番：強制わいせつという事件なので、被害者も法廷に来れないという事件で、このような事件はテレビとかでドラマとして見たことがあるのですが、そういう事件で直接犯人の顔とか見た時は、すごい心臓がドキドキしまして、緊張もあったし、怖かったです。

司会：目撃者の直接の証言を聞きたかった等の感想を持たれたことはなかったですか。供述調書の朗読で足りるという感じですか。

経験者(補) 2 番：抽象的にわかったような気もするのですが、書類でもって犯行の

説明などがあつたのですが、私はそれでよかつたと思っています。写真なども撮られていましたし、事細かくきれいな資料がありましたので、私としてはわかりやすかつたです。

司会：証拠の関係でもう一度確認をしたいのですが、証拠で犯罪事実を認定して量刑を決めるということになります。証拠の量としては多すぎて消化しきれなかつたとか、あるいは少なかつたとか、法廷で示された証拠の量等について、もう少し精査して絞ってもらいたいとか何か感想はありませんか。

経験者5番：覚せい剤の事件でしたので証拠の量がとても多かつたのですが、実際に手にとってみて重さなどを実感して判断することができたので、その事件からして証拠の量としてはあれくらい多くても仕方がないし、またそれで理解しやすかつたと思います。実際のスーツケースなども触ったり、持ったりとかできたので、それが理解しやすさに繋がりました。

司会：余分な証拠はなかつた、必要十分であつたということによろしいですか。

経験者(補)2番：はい、余分だとは感じませんでした。

司会：出された証拠が何のために要るのかななどの疑問をもたれたことはありませんでしたか。

(経験者2番うなづく。)

司会：証人尋問や被告人質問の際に、尋問の仕方や声の大きさなどについて感想はありませんか。

経験者(補)2番：思つていた以上に検察官や弁護人の話がわかりやすかつたです。文章を追っていくよりも、わかりやすかつたし、我々裁判員が出ていることも踏まえて話す内容のスピードなど、かみ砕いているなど感じられました。被告人や証人に質問したりするのも、声のトーンも含めて我々裁判員のスタッフにわかりやすく伝わつていたのではないかと思います。

司会：3番の方いかがですか。

経験者3番：初めて裁判に参加しているので、適切な質問かどうかなど、内容はよ

くわからないのですが、検察官は量刑を決めるためにすごく鋭く迫っていたかなという感じはしました。逆に弁護人の方は、弁護する側なので、被告人や証人には、味方というか、優しく接しているという印象がありました。内容が適切かどうかはまだわかりません。

司会：必要なところはしっかり聞かれていた、このようなことは聞かなくてもいいのではないかと、あるいは、さっき聞いたのではないかとありませんか。

経験者3番：すみません、もうそういうことは覚えていないのですが、覚えていないということは適切だったのではないかと思います。

経験者4番：弁護人や検察官の尋問などで、弁護する側と検察官の話を聞いていて、それも適切だったかなと思っているのですが、個人的には疑問などは持っていません。

経験者5番：弁護人が最初に被告人に質問した時は、すごい自信を持って聞いていたのですが、後半大分トーンが落ちてしまって、私としては、弁護するのであれば、もう少し熱意を持って・・・、熱意ではないですが、否認されているのにもう少し弁護してあげてもよかったかなと感じました。検察官は積極的に追求する姿勢で、その温度差が少し気になりました。トーンの違いは感じました。

司会：もう少し被告人に有利な事情を質問で引き出してあげればよかったのということですか。

経験者5番：その意味で、私たちの事件も書面しかなかったのですが、証人がいればもう少し弁護人もたぶん質問もいろいろあったと思いますが、証人が誰もいなかったのも、証人がいるのといないのでは、もう少しトーンも違っているかなと感じました。

経験者6番：米軍人ということで通訳を介しての説明でしたが、日本語のニュアンスというのが、これがなかなか通訳の方に通じていなくて、時々弁護人の方が半分怒っているような場面もありまして、うまく説明できない通訳というのか、声も小さかったです。専門的な用語もあるとは思いますが、それもいろいろ含

めて、通訳の方ももう少しやってほしかったなということが多々ありました。あとは、検察官の方が冷静に淡々と事件を解明しようという感じでしたが、弁護人の方は声が大きくて、弁護しているのか、被告人に怒っているのか、そういうところもありました。全体的にはよかったのではないかとと思っています。

司会：通訳との関係等で少し問題を感じたけれども、被告人質問については特に問題はなかったということでしょうか。

経験者 7 番：6 番の方とほとんど同じですが、やはり問題といたしますか、通訳の方の内容がうまいことできていなかったみたいなので、弁護人の方も強い口調で反論したというところもあったので、問題があったのは、やはり通訳の人たちだったのかなと思いました。

司会：通訳の関係ですが、那覇は外国人事件が他の裁判所と比べて多いと思いますが、4 番の方の関与された事件も通訳人が入りましたが、質問がちゃんと通訳人に伝わって、通訳人の方でしかるべく翻訳をした形で通訳がされていたのか、質問と答えが上手くできていたかどうかですが、印象でかまいませんが、いかがですか。

経験者 4 番：特に……。

司会：質問内容が、聞かれている人に伝わっているのかどうか。伝わっていない感じがしたとか、あるいは、質問と回答がずれているのではないかとか、どうでしたか。

経験者 4 番：ちゃんと伝わっていると思います。

司会：その辺りで、聞かれていること、答えていることが齟齬するような印象はなかったですか。

経験者 4 番：なかったです。

司会：声の聴き取りとか、声が小さかったとか、他の面での問題とか感じことはありませんでしたか。

経験者 4 番：裁判員は初めてでしたので、あれが普通かなと思っていました。

司会：聴き取りづらかったか、聞きやすかったか、率直なところいかがでしたか。

経験者4番：少し声が低くて、聞きづらかったですね。

司会：通訳の問題の他に、何か感じられたことはありますか。

経験者6番：検察官と弁護人の質問で、同じような質問を何回もやっている感じがして、聞いている我々も戸惑ったのですが、通訳の関係で伝わっていないこともあったからなのかなと思いました。

司会：否認事件に関与された5番の方は、直接の証拠がなくて、いろんな周辺の証拠から犯罪事実を認定するという事件でしたが、事実を認定したりする点での難しさというのはどうでしたか。

経験者5番：私の中では、背後に暴力団組織があるのを知るか知らないかによっても、若干とらえ方も違うので、私としては、そういうのを無しで認定できるような事実というか、証拠とかを見て、最終的に判断できたと思います。裁判員みんなが認識できるような争点について評議を行うことが重要だと思います。

司会：評議をしている中で、このような事実に意味があるとか、ないとかがわかってくるということですか。法廷で聞いただけでは難しいですか。

経験者5番：8人の中で、ある人が気づいている点を言われたことで「その点で認識していたとわかるね」ということがあったりとか、みんなで聞いている中で、気づかない点とか、評議でわかることができたので、ただ単に検察官と弁護士の話だけを聞くだけではなくて、評議があって認識できたのかなと思います。

司会：評議するまでは、なかなかしっくりしないということですか。

経験者5番：しっくりしないのは残るので、やはり評議で確実に理解できたかなと思います。ただ、証言と検察官と弁護士だけの意見ではなく、評議で納得できたかなと思います。

3 評議について

司会：続きまして、評議で理解できていくという話がでましたが、評議につい

での時間的な問題ですが、評議するのに十分足りている時間だったのか、それとも、少し短すぎるのではないかと、時間的な問題で意見や感想はありませんか。

(特に意見なし)

裁判所としては、争われている事件、そうでない事件について検討した上で日程を作っていますが、時間的には適正だと理解してよろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

評議の運営ですけれども、評議の内容を理解できてやっていけたか、あるいは、評議の中での意見の言いやすさとか、その辺りはいかがですか。

経験者3番：裁判の評議が、求刑されたものに対して、どのくらいの刑が判決で科せられるかということの理解も含めて説明があったので、すごくわかりやすく、参加された裁判員の方々が、それぞれの意見を出し合って、疑問を解決できて、評議ができたのではないかと私たちの場合は思ったので、この点が一番いい経験だったかなと思いました。

司会：皆さん活発に意見を述べられていたのですか。

経験者3番：全員、活発にそれぞれの意見が出ていましたので、よかったと思います。

司会：5番の方は否認事件ということで先ほど話も出ましたけれども、評議のあり方はどのような状況でしたか。

経験者5番：否認の中でも、8人それぞれ意見は違うのですが、それも言いにくい雰囲気はなかったです。裁判長は、言われた意見に関して率直に対応していただいたので「こんなこと言ってしまった」というような、言いにくい雰囲気は全くなくて、反対の意見だとしても、違った意見、前の人が述べた意見と違う意見であっても、とても言いやすい雰囲気だったので、自分が疑問に思っていることとか自分の意見というのは、私はきちんと言うことができたし、皆それぞれの考えをちゃんと出しているなと思ったので、その辺りは裁判官3名の方の

進行が上手かったと思います。

司会：6番，7番の方は共犯の事件で，二人の量刑を決めないといけないという評議でしたが，

経験者6番：5番の方と同じように，裁判官をはじめ，言いやすい雰囲気というか，忌憚なく言える雰囲気を作っていただきました。あのような事件でしたので，量刑については，感情も含め，それと法の下に照らして，両方を見て，やはり，言いやすい雰囲気だったと思っています。

司会：裁判官が一定の結論に導くというか，誘導的な評議というのはなかったですか。

経験者6番：それはなかったです。逆に，どちらかという裁判員の方が強かったのではないかと思います。

司会：皆さん自分たちの意見が反映された形で議論がされたということによろしいですか，一つの結論に導かれたというような印象を持たれたことはないですか。

経験者5番：私の事件は，背後に暴力団という存在があったのですが，最初に裁判官が，予断をもたずに事実をいろいろ見てからということで，それは裁判官の方が説明してくれたので，予断をもたずに判断できてよかったかなと思っています。

司会：暴力団員だからやったんだろうという感じにならなかったということですか。

経験者5番：そうなりやすい事件だったと思いましたが，それは置いておくという形になったので，よかったと思います。

司会：事実認定をしっかりとっていくという意味での議論の方向性としてはよかったということですね。評議について何か他に意見はありますか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

4 判決言い渡しについて

司会：評議を終えた後に判決言い渡しということになりますけれども，法廷に